

「人事院規則 8—18（採用試験）の一部を改正する人事院規則案」に対して提出された
御意見と人事院の考え方

御意見	人事院の考え方
<p>「情報処理に関して必要な知識」の具体的な要件が不明確。「情報処理技術者試験に合格していること」等まで書き込むべきである。</p>	<p>新たに設ける国税専門B区分により採用する人材は、内国税の賦課及び徴収等の業務に従事しながら、将来的にシステム部署等において税務行政のデジタル化、システム化を進めていくことになることが期待される者であり、採用時点で情報処理の高度な専門性を求めるものではありません。</p> <p>このため、採用試験では、採用後の職務経験や研修によって情報処理に関する知識を習得できる素養を持つ人材を採用することとしています。具体的には、専門試験（多肢選択式）において、基礎数学を必須で出題するほか、選択科目として情報数学、情報工学、統計学、物理、化学といった試験科目を出題し、これらの分野の知識がある人材を広く求めることとしています。</p>
<p>情報系の素養を持つもの優秀な人材を確保することは重要だが、情報系の素養を持たない他の人材に比べ高い報酬が支払われるのでしょうか。そうでなければ、規則を変えるだけで、どのように実効性を保つのでしょうか。</p>	<p>新たに設ける国税専門B区分で求める人材には、情報処理の高度な専門性を求めるものではありません。このため国税専門B区分に合格して採用される者についても、国税専門官として内国税の賦課及び徴収等の業務に従事することとなり、既存の国税専門官採用試験の合格者と同じ基準により初任給が決定されます。採用後においては、能力・実績等に応じて昇任・昇格等が行われることとなります。</p>
<p>この人事院規則の改正趣旨は賛成しますが、「国税専門A及び国税専門Bの試験種目については、現行の国税専門官採用試験と同じとする」ことに反対します。</p> <p>理由は、今回の改正の目的は「国税専門官に情報系の素養を持つ有為の人材をこれまで以上に確保するため」とあります。そうであるなら、少なくとも国家公務員採用試験の「デジタル区分」にならって、「国税専門B」の試験科目は、(1)基礎数学、(2)情報基礎、(3)情報と社会、(4)計算機科学、(5)ハードウェア情報工学、(6)ソフトウェア情報工学、(7)情報技術の7科目を必修とすべきです。</p> <p>現行と試験種目を同じにしては、「情報系の素養を持つ有為の人材」を国税専門官にリクルートすることはできません。こんなことは誰でも分かります。</p> <p>人事院は、常識をもって、国家公務員の試験制度を立案してください。特に、受験者数を確保することを理由として、求められる人材を確保するために必要となる試験科目を減らすことがないようにしていただきたい。</p>	<p>国税専門B区分では、情報系の素養を持つ人材を採用するため、専門試験（多肢選択式）において、基礎数学を必須で出題するほか、選択科目として情報数学、情報工学、統計学、物理、化学といった試験科目を出題することとしています。</p> <p>※「試験種目」とは、採用試験による能力及び適性を有するかどうかの判定の方法であり、いわゆる試験科目（出題分野や出題内容）とは異なります。国税専門官採用試験の「試験種目」は、基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）、人物試験及び身体検査としており、これについては国税専門A区分・国税専門B区分ともに同様とすることとしています。今回いただいた御意見については、出題分野及び出題内容に関するものかと思っておりますので、上記のとおりお答えしております。</p>
<p>国税専門官試験をAとBに分けることに賛成。</p> <p>ただし、試験科目を今の国税専門官試験と同じとすることに反対。</p> <p>B区分には情報工学とか情報システム系を必須科目として試験科目に追加した方がいい。</p> <p>あと、国家公務員の総合職とか他の国家公務員の試験科目を減らすとニュースで知った。試験科目が減ると合格者の知能レベルも低下して、行政サービスが低下する。だから、国税専門官試験を含めて国家公務員試験の試験科目を減らすことに反対。</p>	<p>国税専門A区分と国税専門B区分とは、いわゆる試験科目（出題分野や出題内容）は異なります。</p> <p>御意見との関係では、国税専門B区分においては、情報系の素養を持つ人材を採用するため、専門試験（多肢選択式）において、基礎数学を必須で出題するほか、選択科目として情報数学、情報工学、統計学、物理、化学といった試験科目を出題することとしています。</p> <p>なお、国税専門A及び国税専門Bのいずれの区分試験においても専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）において解答する問題数は既存の国税専門官採用試験と同様です。</p>

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が6件ありました。